

第7節 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所の取り扱い

第1 省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、防護対象物となる部分が、次によるものであること。

1 共通事項

(1) 開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合、階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部である場合等）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動、又は安全に避難ができないおそれのあるものは除くものとする。

なお、ここでいう開口部とは、次によるものであること。

ア 常時外気に直接開放されている部分であること。

イ 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。以下この項において同じ。）と0.5m以上の距離を確保すること（2.(1)及び(2)を除く。）。

この場合、自走式駐車場（自動車を運転して走行させることにより駐車行う形式の自動車車庫をいう。以下同じ。）にあっては、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）。

ただし、5層6段以上の自走式駐車場については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

ウ 防護対象物となる部分に建基令第112条に規定する防火区画が存する場合は、当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。

エ 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とすること。

2 移動式を設置することができる部分

次に掲げる部分には、移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備を設置することができる。

(1) 屋上部分

(2) 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下で、防護対象物となる部分に周壁がなく、柱のみである部分又は周囲の鉄柵のみで囲まれている部分

(3) 防護対象物となる部分における外周部の開口部が、常時外気に直接開放されており、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が、防護対象物の床面積の15%以上ある部分

(4) 防護対象物となる部分（4層5段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部について、長辺の一辺の全面（構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。）が常時外気に直接開

放されており、かつ、他の一边が当該壁面の面積の 2 分の 1 以上（階高のおおむね 2 分の 1 より下方のみの開口部は除く。）が常時外気に直接開放されている部分

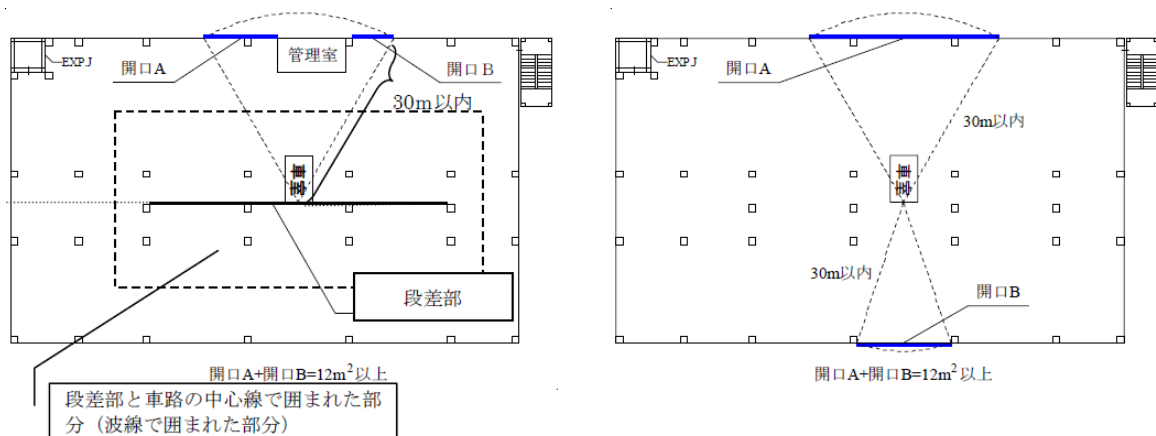
- (5) 防護対象物となる部分（4 層 5 段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部の四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部 50 cm 以上の部分が常時外気に直接開放されている部分
- (6) 自走式駐車場（4 層 5 段以上の自走式駐車場を除く。）の天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自走式駐車場の床面積の合計の 15% 以上確保されている部分（開口部が著しく偏在する場合を除く。）
- (7) 次の全ての基準に適合する多段式の自走式駐車場の部分

ア 自走式駐車場の外周部の開口部の開放性が、次の(ア)から(イ)までの基準を満たしていること。ただし、この場合において、外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は、開口部とみなさないこと（第 7-1-1 図及び第 7-1-2 図参照）。

(ア) 常時外気に直接開放されていること。

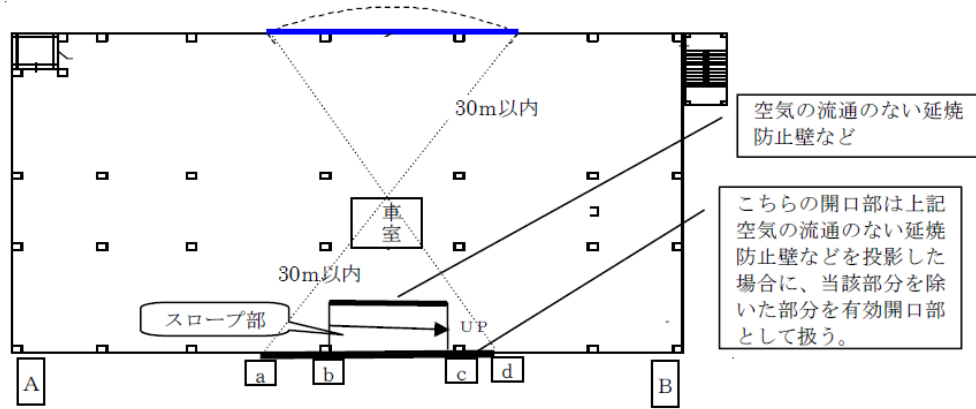
(イ) 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の 5% 以上であるとともに、当該自走式駐車場の外周長さに 0.5m を乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。

(イ) 車室の各部分から水平距離 30m 以内の外周部において 12 m² 以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ 2 分の 1 以上の部分で、かつ、はり等の下端から 50 cm 以上の高さを有する開口部に限る（第 7-1-3 図参照）。）が確保されていること（第 7-1-1 図参照）。

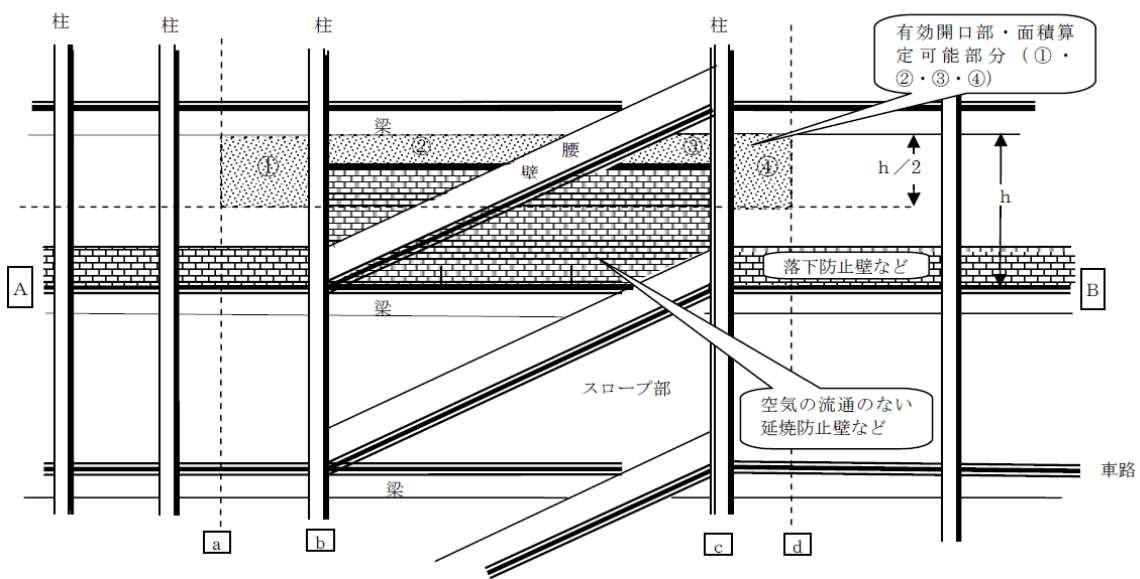


第 7-1-1 図

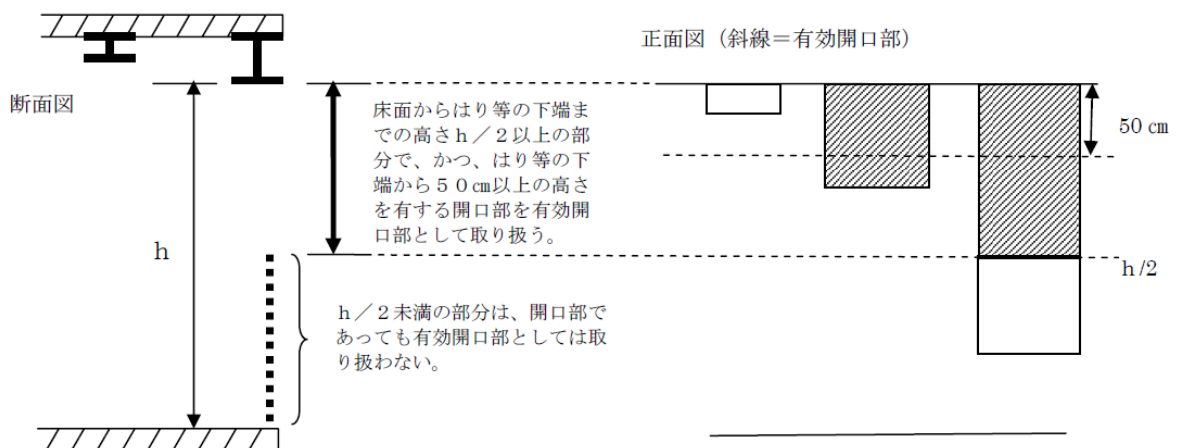
平面図



A—B外周部の拡大断面図



第 7-1-2 図



第 7-1-3 図

イ 直通階段は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が 65m 以内に設けてあること。

第2 パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）、第3 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件に規定する「地階、無窓階」にあつては次の1かつ5の要件を「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」は次の1かつ2から5までのいずれかによる要件を満たせば当該設備を設置することができる。

- 1 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機器室及び指定可燃物貯蔵所、取扱所その他これらに類するものでないこと。
- 2 外気に面する外壁開口部の開口面積の合計が、当該設置場所の床面積の15%以上あり、その開口部が一部に偏っていないもの
なお、この場合の開口部とは、常時開放された構造のもの又は火災のとき容易に開放できる窓等も含む。
- 3 建基政令126条の3に規定する排煙設備又はこれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動起動装置が当該代替設備の直近に設けてあるもの
- 4 建築物のひさし、下屋の下部で外気の流通する場所
- 5 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。